委託番号	２２３０
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　建築設備等定期点検業務委託（草加市役所本庁舎等）

２　履行場所　草加市高砂一丁目１番１号（草加市役所本庁舎・西棟）
　　草加市中央一丁目１番８号（草加市役所第二庁舎）

３　履行期間　令和６年（２０２４年）４月１日から令和６年（２０２４年）６月３０日まで

４　履行内容　建築基準法第１２条第４項に基づく建築設備及び防火設備の点検業務委託。ただし、昇降機は除く。

５　調査資格　次の①～③のいずれかの資格を有すること。
　　①一級建築士
　　②二級建築士
　　③建築設備検査員資格者証の交付を受けている者
　　（ただし、建築設備の検査に限る。）
　　防火設備検査員資格者証の交付を受けている者
　　（ただし、防火設備の検査に限る。）

６　調査建物　別　紙　施設一覧のとおり
　　※平面図等の閲覧を希望する場合は、契約課に問い合わせること。
　　※契約者には、平面図等を貸与する。

７　調査基準　・建築設備定期検査業務基準書（2023年版）
　　(財)日本建築設備･昇降機センター

８　支払方法　業務完了払（年１回払）

９　業務の処理

（１）受託者は、業務の開始時に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当課の承認を受けること。

（２）受託者は、業務の進捗状況に応じて担当課に中間報告をするなど、十分打合せをすること。

（３）現地調査に当たっては、施設の担当課等と作業日程及び作業内容について打合せを行ない、承認を受けること。

（４）点検時には、必ず担当課の立会いを受けること。

（５）令和６年４月末まで本庁舎西棟改修工事を予定していることから、５月以降に本庁舎西棟の点検を実施すること。

10　共通事項

（１）受託者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり又は提供してはならない。

（２）草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。

（３）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

（４）草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受託者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

11　提出物

成果品等	入手先	仕様･種類	規格	部数	提出先
定期点検報告書	契約時にＥＸＣＥＬファイルを貸与	・棟別（構造別）	Ａ４	各２部	資産活用課
その他		・写真等	Ｌ版		

12　問合せ先

（１）仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　総務部契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

（２）契約締結後の問合せ先

草加市役所　総合政策部資産活用課施設管理係

電　話　０４８－９２２－１７９８（直通）

ＦＡＸ　０４８－９２４－３７３９

別紙

施設一覧

1　草加市役所本庁舎（敷地面積4,803.66㎡）

施設名	構　　造	階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	取得年月
本庁舎	鉄骨造 一部鉄骨鉄筋 コンクリート造	１０階 （地下１階、 ＰＨ１階）	2,495.54	18,206.72 B1階 2,364.146 1階 2,176.647 2階 1,576.735 3階 1,535.598 4階 1,574.032 5階 1,568.765 6階 1,547.072 7階 1,552.017 8階 1,474.671 9階 1,487.359 10階 1,134.092 PH階 27.39	令和5年3月

なお、建築設備として、換気設備、自家用発電装置、非常用照明装置、給水設備、排水設備、防火設備

2　草加市役所本庁舎西棟（敷地面積4,803.66㎡）

施設名	構　　造	階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	取得年月
本庁舎西棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	５階	802.14	3,505.70 1階 786.01 2階 709.63 3階 666.15 4階 658.26 5階 658.26 PH階 27.39	平成10年3月

なお、建築設備として、換気設備、自家用発電装置、非常用照明装置、給水設備、排水設備、防火設備

3　草加市役所第二庁舎（敷地面積1,686.34㎡）

施設名	構　　造	階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	取得年月
第二庁舎	鉄骨造	５階	1,118.90	4,139.286 1階 1,101.114 2階 1,116.563 3階 712.883 4階 712.883 5階 495.843	平成28年3月

なお、建築設備として、換気設備、自家用発電装置、非常用照明装置、給水設備、排水設備、防火設備